

## 海外日本研究者の画像利用

海外の日本研究者が学術書に掲載する画像を利用する場合の許諾が難しいといわれる。端的に言えばその方法のルールが無いということだ。先頃解決方法をさぐる日米の研究者のシンポジウムが開催された。主催者から報告していただいた。

バザル山本登紀子、坂口英子、安江明夫

NCC会長、ハワイ大学図書館マノア校

NCC IUP委員、メリーランド大学図書館

NCC理事

### 一 はじめに

北米の日本研究状況

研究者等)の数も一六〇〇人以上だった。また、教育・研究を支える大学図書館の日本語書籍購買状況をみると、統計をとっている四二の北米東アジア図書館では、二〇〇五年七月から二〇〇六年六月末までに、約三万六千余りの書籍、延べ八万冊以上の日本語書籍を購入している(北米東アジア図書館協会二〇〇七年調査)。

万人余りの学生が授業を履修している。昨今の米国における日本研究は韓国・中国研究におされ氣味とはいえない、なお多くの学生が日本のことを勉強し、研究していることが分かる。この調査に参加した日本研究者(大学教授及び特定機関に属さない

人)の数も一六〇〇人以上だった。また、教育・研究を支える大学図書館の日本語書籍購買状況をみると、統計をとっている四二の北米東アジア図書館では、二〇〇五年七月から二〇〇六年六月末までに、約三万六千余りの書籍、延べ八万冊以上の日本語書籍を購入している(北米東アジア図書館協会二〇〇七年調査)。

北米日本研究資料調整協議会(NCC)は、北米日本研究資料調整協議会(North American Coordinating Council on Japanese Library Resources)である。NCCは、一九九一年の創立以来、日本的情報・資料を提供する業界・図書館界、情報資料を教育、学術研究に利用する研究者、研究・教育・国際協力を支援する団体や機関の間の円滑なコミュニケーションを図り、相互理解を深める調整役を務めている。具体的にNCCは、次の三事業を中心活動を展開している。

1 情報アクセス改善事業  
2 藏書共同構築事業  
3 研修事業

NCCの運営ならびに活動は、日本と北米から選出された研究者及び情報スペシャリストと日本研究専門司書からなる理事会で決定される。理事会に寄せられる日本研究に携わる第一線からの声は常に活動方針を決める重要な指針となる。

一例をあげると、「日本情報アクセス改善事業」の一つに電子資料委員会の活動がある。教育機関の電子資料利用環境が日本と異なることから、日本市場を対象に開発され、提供されている電子資料を北米の大学機関で利用、購読できない状況が長

海外の日本研究者が学術書に掲載する画像を利用する場合の許諾が難しいといわれる。端的に言えばその方法のルールが無いということだ。先頃解決方法をさぐる日米の研究者のシンポジウムが開催された。主催者から報告していただいた。

バザル山本登紀子、坂口英子、安江明夫

NCC会長、ハワイ大学図書館マノア校

NCC IUP委員、メリーランド大学図書館

NCC理事

北米日本研究資料調整協議会(NCC)は、北米日本研究資料調整協議会(North American Coordinating Council on Japanese Library Resources)である。NCCは、一九九一年の創立以来、日本的情報・資料を提供する業界・図書館界、情報資料を教育、学術研究に利用する研究者、研究・教育・国際協力を支援する団体や機関の間の円滑なコミュニケーションを図り、相互理解を深める調整役を務めている。具体的にNCCは、次の三事業を中心活動を展開している。

1 情報アクセス改善事業  
2 藏書共同構築事業  
3 研修事業

NCCの運営ならびに活動は、日本と北米から選出された研究者及び情報スペシャリストと日本研究専門司書からなる理事会で決定される。理事会に寄せられる日本研究に携わる第一線からの声は常に活動方針を決める重要な指針となる。

一例をあげると、「日本情報アクセス改善事業」の一つに電子資料委員会の活動がある。教育機関の電子資料利用環境が日本と異なることから、日本市場を対象に開発され、提供されている電子資料を北米の大学機関で利用、購読できない状況が長

く続いた。電子資料委員会はそのようないや言語の壁など様々な要因があるために発足した。日本の情報が満載された電子資料を利用したい、研究や教育に活用したい、という研究者や専門司書からの声を日本の電子資料提供会社や取次業者に伝え、北米の電子資料利用環境事情を理解して頂き、関係者からの協力を仰ぎ、海外の教育機関も日本の電子資料を利用できるよう活動している。同時に、購読契約を任される専門司書のために、日本の電子資料やライセンス契約についての教育研修を実施し、また情報交換の機会を提供している。

#### 画像資料使用特別委員会

画像資料使用特別委員会 (Image Use Protocol Task Force 以下 IUP) も日本研究者たちの要望に応えるべく二〇〇七年一月の NCC 研究会で設置された。

近年、教育の場や研究成果を出版する際に、日本由来の画像を利用する研究者が急増している。また日本研究分野が多角化していることを反映し、利用対象となる画像の種類も日本美術、建築はもとより、漫画、アニメ、ファンション、大衆文化となつた。

など、多様化している。しかし、習慣の違いや言語の壁など様々な要因がもとで、画像を利用したいと思っており。どのような手続きをすべきなのかよくわからないといったことから、北米の学術出版事情について的確に説明できない、著作権処理が複雑など、様々な問題が NCC 研究会に寄せられた。そこで、海外日本研究者が直面している画像利用に関する状況を把握し、日本からの画像入手・使用に関するガイドラインを作成し、画像利用許諾を得る手続きについての正しい理解を推進し、スムーズに許諾申請ができるよう支援しようと IUP 設置の運びとなつた。

IUP 委員は研究者、日本研究専門司書、大学出版局編集者、美術博物館関係者で構成した。昨年末には、現状を把握するためにネット上でアンケート調査を実施した。また、海外での日本画像の利用状況を日本の関係者に知つて頂き、許諾をお願いする日本の関係機関（美術館・博物館、寺社、出版社、図書館員等）からの助言、教示を仰ぐ機会としてシンポジウムを開催することとなつた。

次にアンケート調査結果とシンポジウム開催について報告する。

## 二 アンケート調査の結果

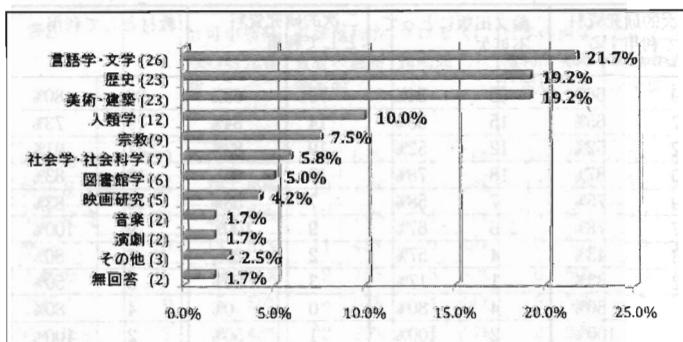
### 画像利用者のプロフィール

回答者中、九七名（八〇%）が北米を活動の拠点とし、日本が活動の一拠点という回答者とヨーロッパ・オーストラリアなど北米・日本以外で活動する回答者がそれぞれ十名ずつであった。言語に関しては九〇名（七五%）が英語を母国語とし、一五名が日本語が母国語であると回答した。残りの回答者は中国語（二）同委員長の吉村玲子（フリーア・サツクラー美術館図書室主任司書）と IUP 委員の坂口英子が担当。その概要を紹介する。

調査期間は二〇〇七年一月から二〇〇八年一月末まで、NCC のホームページ上にアンケートのページを開設し、日本研究者、図書館員を対象とした複数の英語マーリングリストでアンケートへの協力を呼びかけ、最終的に一二〇人の日本関係研究者、図書館員からの回答を得ることことができた。回答者一二〇人中、八割が教授、教員、大学院生等の高

米を活動の拠点とし、日本が活動の一拠点という回答者とヨーロッパ・オーストラリアなど北米・日本以外で活動する回答者がそれぞれ十名ずつであった。言語に関しては九〇名（七五%）が英語を母国語とし、一五名が日本語が母国語であると回答した。残りの回答者は中国語（二）

図1 回答者の専門研究分野



名)、ドイツ語(二名)を含めその

他のヨーロッパ言語を母国語としている。また、一二〇名中、九〇名が仕事をで日本語を使うと答え、使わないと答えたのは一四名であった。学位の取得先は一〇三名が北米で、九名がヨーロッパと答えている。

専門研究分野

回答者の専門分野は語語学・文学

(一九%)、美術・建築二三名(一九%)で、この三分野で回答者全体の六割を占めている。続いて、文化人類学一二名、宗教九名、社会学・社会科学七名、図書館学六名の内訳であつた。また、それぞれの数は少ないが、映画、音楽、演劇といった映画・舞台芸術を専門とする研究者が九名を占めている。(図1参照)研究分野に関しては質問が記述式であつ

画像の必要性と利用法

次に「日本発画像利用」の現状を  
利用頻度、またどのような画像がど  
のように北米を中心とした海外日本  
研究者利用されているのかをアンケ  
ートの回答から考察してみたい。

图像資料利用頻度

(五二%)が画像を定期的に使つてゐると答えた。その他頻繁に利用する(三五名)、将来の利用の可能性等を加えると一一五人(九六%)が日本の画像を必要としている。

画像利用法—全体と分野別(表1)  
「画像をどのように利用していますか、又は利用する予定ですか」の質問に対する回答は次の通りである。

## 1 教材として利用する（九六名）

2 一次的研究資料として利用する  
(画像が研究対象である) (七九名)  
3 第二次的(補助)資料として出  
版に利用する(七六名)

論文出版にとって不可欠である

まれ、美術、日本美術、東洋美術、現代美術などという回答は、美術・建築とした。社会学・社会科学は、国際研究、女性学、政治学、法律等

5 その他の利用法—ウェブサイト作成、展示物への利用、オンライン出版、ポスター、研究発表など。

圧倒的に利用が多いのは教材としての利用であり、一二〇名中九六名が教材として利用すると答えている。2から4は、画像の従来の学術的利用であるが、その他の利用として、ウェブサイト、オンライン出版の形での利用も挙げられている。さらに画像利用法を専門分野別でみてみると、美術・建築研究者が画像を最も必要としており、二三人の研究者中、一次資料として二十名、二次資料として一五名、論文に一八名、教材に一九名が必要としている。また絶対数は少ないが宗教学、史学、美術・建築、人類学、社会学、映画研究でも大多数が教材として利用していると答えていている。

画像資料の内容

次に「研究・出版のため、または教材としてどんな画像資料を利用していますか」(複数回答可)の問い合わせて、全回答数九〇三件のうち、最も多かったのが美術作品(一

## 画像の利用方法

表1	回答数	第一次の研究資料として利用する (画像が研究対象である)		論文出版にとって不可欠		二次的研究資料として利用		教材として利用	
		言語学・文学	歴史	美術・建築	人類学	宗教学	社会学	図書館	映画研究
回答総数	120	79	66%	65	54%	76	63%	96	80%
言語学・文学	26	17	65%	15	58%	14	54%	19	73%
歴史	23	12	52%	12	52%	19	83%	21	91%
美術・建築	23	20	87%	18	78%	15	65%	19	83%
人類学	12	9	75%	7	58%	7	58%	10	83%
宗教学	9	7	78%	6	67%	9	100%	9	100%
社会学	7	3	43%	4	57%	2	29%	6	86%
図書館	6	2	33%	1	17%	3	50%	3	50%
映画研究	5	4	80%	4	80%	0	0%	4	80%
その他	2	2	100%	2	100%	1	50%	2	100%

像資料の利用があげられた。

利用を研究分野別に見ると、言語学・文学、歴史、美術・建築研究者はすべての資料を平均的に活用しているが、人類学、社会学、図書館学

では写真、フィルム・ビデオを含む報道画像と映画・ビデオの利用が多く、宗教学では地図、美術作品、手稿、原稿が多く利用されている。

### 画像媒体

印刷物からの利用が多いのは当然だが、それ以外で使われている資料媒体に注目すると、映画・ビデオ画像(静止画像、動画を含む)の利用が一〇八件、オンライン資料からのデジタル画像が一三五件に上った。

つまり全回答九〇三件のうち、全体の二四三件、二七%は印刷物以外の媒体による画像が利用されている。インターネットの普及と日本の図書館、美術館、博物館で所蔵資料のデジタル化による公開が進み、さらに日本での電子出版が一般化するにつれ、デジタル画像の利用頻度は一層増加すると思われる。

### 使用許可申請と問題点

上の結果から北米を中心とする海外日本研究者が日本発の画像を必要としている現状が把握されたので、次に画像の使用許可申請とその過程でどのような問題点があつたかをアンケートの回答から紹介する。

外日本研究者が日本発の画像を必要としている現状が把握されたので、次に画像の使用許可申請とその過程でどのような問題点があつたかをアンケートの回答から紹介する。

「画像利用許可申請の手続きに際してどのような問題がありましたか」(複数回答可)の問い合わせに対する回答は次の通りである。(表2)

画像許可申請をしたことがある研究者は一二〇人中七六人であった。分野別には美術・建築、人類学研究者の七〇%以上が画像利用申請許可をしたことがあると答えている。

### 1 北米の研究出版、および画像利用事情を日本の画像権利所有者に

使いましたか」の記述式問い合わせには、七六人が使つたと答えている。仲介人には友人や紹介された知人も含まれ、その人たちが日本語の申請書も料金の支払いも代行したという例や、「日本人を代行人として雇つた」、「代行サービス業者を使つた」、「商業データベースへの申請を利用した」、「北米の出版社の編集者が画像出版許可を取ってくれた」、など

の回答が寄せられた。ただ「美術館やアーカイブズの所定の書式で申請した」の答もあるので、日本語能力に不自由のない研究者でも、申請の手続き、申請書の様式が複雑である等の理由で知人の助力を必要としたと推察される。

### 2 画像利用許可の申請から取得までプロセスに時間がかかる。(六名)

問題点は、許可申請の問合せ先がわからないことであり、次に手続きに時間がかかり過ぎることが挙げられている。加えて、3、4、6からいえるのは日本の画像権所有者の使用許諾許可と北米の学術出版社が必要とする画像使用許可との間に、文化的な違いも含めた共通理解・認識が不足していることである。

具体的な例を挙げると「日本の寺院や美術館環境(文化)では、礼を尽くし、敬意を表して、画像利用許

可申請を行うことを前提としている。北米の出版社が當時それを理解しているわけではない」「日本側が

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得までプロセスに時間がかかる。(六名)

3 日本の画像処理プロセスを北米の出版社が理解しない。(三一名)

4 日本の画像処理プロセスを北米の出版社が理解できない。(五八名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することが難しい。(五五名)

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することが難しい。(五五名)

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

6 日米間の学術出版への理解の

違いから北米の出版社が満足する書

類を準備できない。(四七名)

7 適切な相場料金がわからな

い。(四三名)

8 日本事情に関する北米出版社の理

解不足

知らない。(七五名)

2 画像利用許可の申請から取得

までプロセスに時間がかかる。(六

名)

3 北米の研究出版、および画像

利用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます。

4 日本の画像処理プロセスを北

米の出版社が理解しない。(三一名)

5 効果的な日本語の画像利用申

用事情を日本の画像権利所有者に

説明することができます

利用許可申請を免除しているのにもかかわらず、北米の出版社は権利所有者の署名のある正式書類を要求する」などがある。また、支払方法、学術出版に関する使用料金の減額、免除なども日米間の出版慣習の問題として挙げられた。

分野別には、美術・建築、言語・文学、人類学研究者の多くが「画像権利所有者の連絡先がわからない」とことと「手続きに時間がかかる」と指摘している。

分野別には、美術・建築、言語、文学、人類学研究者の多くが「画像権利所有者の連絡先がわからない」とことと「手続きに時間がかかる」点を指摘している。

アンケート調査のまとめ

このアンケートの回答者数は北米の研究者総数の一割に満たないが積極的にアンケートに答えた一二〇名の研究者・図書館員の回答からこの調査に参加しなかった日本研究者の画像利用、許諾申請の問題点に関する意見と傾向も同様と推測される。また、本アンケートでは画像の時代特定をしなかつたので、許諾申請先の権利所有者が著作権者を指しているのか所有権者なのかが回答者にとつてはつきりしなかつた。さらに報道画像を利用するによる肖像権の課題も取り上げられることができなかつた。

### ○三 シンポジウムの開催

昨六月二十三日、東京で、NCCの主催により「ジャパン・イメージ海外日本研究のための画像利用専情」を開催した。その趣旨は既に述べてきたように、海外日本研究者のドバイスを得ることことにあつた。

ビジネス・情報の違いから利用許諾を受けるまでに非常な困難さを感じてゐる」、さらに「適切で迅速な日本画像許諾申請システムの確立を望んでいる」ことが明確になつた。

利用許可申請を免除しているのにもかかわらず、北米の出版社は権利所有者の署名のある正式書類を要求する」などがある。また、支払方法、学術出版に関する使用料金の減額、免除なども日米間の出版慣習の問題として挙げられた。

しかしこの調査によつて、海外日本研究者の大多数が「日本発の画像を授業や出版に活用している」「法律的にも儀礼的にも正しい権利処理を行い日本の画像を日本研究、教育のために活用したいと考えている」と、しかし「日米間の学術出版の認識

- ・北米日本研究にとっての日本画像資料の重要性
- モーリーン・ドノバン（オハイオ州立大学図書館）
- ・北米で画像利用許可を得るための手順
- パット・クロスピー（ハワイ大学出版会）通訳代読＝中村治子（エール大学図書館）

ンターに調査結果 北米で日本画像  
を利用する際の問題点、の報告をI  
UP共同委員長のロビン・ルブラン  
(ワシントン&リー大学教授)と吉  
村玲子が行つた。

が、日本、アメリカ、カナダからの参加者に加え、折りよくフランス、イタリア、イギリス、オランダ、ノルウエーの日本研究司書が出席でき、当初の意図以上に国際的な拡がりをもつシンポジウムとなつた。

・協会副理事長  
　日本の美術館、寺社等から画像を  
　入手するための手順  
　田良島哲（東京国立博物館）  
　前田直美（花園大学禅文化研究所）  
　菅原敦夫（大日本印刷）  
所）  
報告と議論

画像利用許可を得るための日本の手順  
・日本の出版社の画像利用手順  
福島正太（東京大学出版会）

シンボジウムは午前の公開セッションと午後の非公開・関係者セッションの二部構成である。午前は八十分、午後は四十人余が参加した

シンポジウム概要

- ・日本研究者の経験  
　　フィリップ・ブラウン（オハイオ  
　　州立大学・歴史学）  
　　ローラ・ミラー（ロヨラ大学シカ  
　　ゴ・人類学）  
　　ニコル・ルマニエール（セインズ

における画像利用が広範囲になつて  
いることが示された。

- ・ 北米日本研究にとっての日本画像資料の重要性
- モーリーン・ドノバン（オハイオ州立大学図書館）
- ・ 北米で画像利用許可を得るための手順
- パット・クロスビー（ハワイ大学出版会）通訳代読＝中村治子（エール大学図書館）
- ・ 日本研究者の経験

ンターに調査結果 北米で日本画像  
を利用する際の問題点、の報告をI  
UP共同委員長のロビン・ルブラン  
(ワシントン&リー大学教授)と吉  
村玲子が行つた。

が、日本、アメリカ、カナダからの参加者に加え、折りよくフランス、イタリア、イギリス、オランダ、ノルウェーの日本研究司書が出席でき、当初の意図以上に国際的な拡がりをもつシンポジウムとなつた。

における画像利用が広範囲になつて  
いることが示された。

報告と議論

・ 日本の美術館、寺社等から画像を  
協会副理事長  
入手するための手順  
田良島哲（東京国立博物館）  
前田直美（花園大学禅文化研究所）  
菅原敦夫（大日本印刷）

午前の報告では、アンケート調査  
結果 これらはどちらも、日本開拓  
報告と議論

画像利用許可を得るための日本の手順  
・日本の出版社の画像利用手順  
福島正太（東京大学出版会）

ペリー日本藝術研究所）  
午前の部は北米の研究者・司書か  
らの報告であつたが、午後の部では  
日本の出版者、美術館関係者等から  
以下の報告があり、その後に「画像  
利用ガイドライン」と許諾依頼状ひな  
型のNCC草案」の説明が行われ

画像、地図)、人類学(ファーフショーン、イラスト)、政治学(政党ボスター)などの分野的拡がり、利用する画像の種類(写真から地図、イラスト、漫画、動画など)の多様化である。画像が研究の対象となる場合、画像なしではできない研究、画像によってはじめて伝達できる中味、など画像の重要性が幅広く説明された。また画像利用の具体的な事例は新鮮なようだった。

一方、それを著作物に利用する段

となると「写真の被写体となつて、人の肖像権が課題となり利用できなかつた」「コミックの一コマの利用が、日本を外国に紹介するものとして恥ずかしい」の理由で許可されなかつた」「連絡しても返答がなく、結局、利用を断念した」等の様々な困難に遭遇している様相が説かれた。米国の出版社でも編集者により画像利用の見解が異なり、著者として戸惑う」のコメントもあつた。

午後の報告では、出版社、美術

館・博物館関係者から、各組織における画像権利処理について実務と経験に基づく懇切な説明が行われた。

出版社の場合には、画像を出版物

に活用する場合の権利処理と、出版

された著作物に対して依頼を受ける場合の対処方法の両面にわたる紹介であり、画像利用サードにとって良い参考となる内容であつた。

またそこで日本と北米の学術出版事情、例えば画像利用の許諾手続きと負担を北米では著者が担い、日本では出版社が担う相違等も明らかになつた。画像利用に関わる日米での著作権法の適用の範囲の相違(画像利用を引用に含めることの可否)についての見解も示された。

他方、日本の美術館・博物館でも、近年、画像の提供が大きく発展してきており、その現況が説明された。また重要な画像所有者である寺院等では、宗教的な利用もあり、対応が揃わない現況が示された。

これらの報告のあとNCCから報告の「画像利用ガイドラインと許諾依頼状ひな型草案」に対するアドバイス、コメントを含めて全体討論が行わられた。

討論は、大変、活発で、現在、種々の困難を抱えている海外日本研究者を益する内容のものとなつた。

またそこからNCCが今後に実施すべき内容がより明確になってきた。

かいづまんで幾点かを紹介する。

まず、著作物を刊行するにあたつての画像利用の権利処理は、日本では編集者が、北米では著者が担当す

る。日本の編集者は経験を積んでおり、一方、北米の研究者はこの点では初心者、アマチュアである。それ

に言語的、地理的ハンディが加わり、さらに著作権法、文化風習の違

いなどもあり、海外の日本研究者の困難と複雑さを増大させる。これら

の点については、まずはNCCが研究者に対して丁寧なガイダンスを行うことが必須である。

日本の関係者・関係機関への許諾依頼では、日本語の書式が不可欠である。一方、北米の研究者が出版者に提出する書類は英語ではなくてはならない。NCC作成の許諾依頼のひな型は日本語・英語併記と考えてい

るが、やはりそれが不可欠である。これには提案のあつた文化庁の「著作権契約書作成支援システム」等も参考にしていただきたい。

シンポジウムでの議論の一つは、画像利用の要求に対して日本の美術館・博物館の対応がマチマチである

点であった。それぞれの館の事情は理解するが、しかしこれでは画像利

用が難しい。この点は、日本国内の者を大いに元気づけるものだつた。

画像利用者のためにも、関係者・関係機関に考慮していただきたい事柄である。各館が、今後、ホームページ等で自館が所蔵する画像の提供ポリシーと利用手続きを明示されるよう検討されることをお願いしたい。

これは多くの画像を所有する図書館、アーカイブズにおいても同様である。

デジタル環境の進むなかで、画像利用が一層、重要性を増していく。同時に、円滑な利用のために解決すべき新たな課題も現れる。ネット上で、画像を入手し、必要な権利処理手続きを行い、活用・提供する。それ

に向けた対応が求められている。こうした変化する環境への対応について、何人からの参加者のコメントがあつた。今後に向けて大変、重要なテーマと認識している。ただし、デジタルでもアナログでも、必要な権利処理を行つて画像を活用する基本は変わらないと押さえておくべきことだろう。

日本の参加関係者からは、事情が理解できたところで、今後、課題に積極的に取り組んでいく姿勢を示していただいた。これは海外の画像利用

女の雑誌、かく生まれ  
かく競い、かく死せり

## 女性誌の源流

浜崎  
廣著

A5判・上製・440頁  
定価 本体4762円

◎四

今回のシンポジウムでNCCCは、画像利用に関わり、大変、貴重な示唆を得ることができた。いただいた有益なアドバイスを基に、今後それを、日本研究者の円滑な画像利用へと結びつけていきたいと考えてい

具体的には、①日本研究者向けの  
画像の入手、使用許諾のためのガイ  
ドラインと英文・和文併記の使用許  
諾書ひな型等を完成し、NCCのホ  
ームページ上で提供すること、②適  
宜、画像利用研修セミナーを開催し

NCCホームページは世界中どア

からでも閲覧可能であり、ヨーロッパからの参加可能である。ヨーロッパからの参加者から、それを評価し期待する旨の発言も聞かれた。私達の取組みの成果が、北米以外でも活用されるとなれば、大変、嬉しいことである。

他方、今回のシンポジウム公開セッションの記録を冊子として刊行し、日本の関係者・関係機関に配布すること、その内容をNCCホームページに掲載することを予定している。それらを通じて日本の関係者の間で画像の重要性の理解が広がることを期待している。

シンポジウム後に、参加者から「海外日本研究者の研究のレベルとニーズがわかり良い勉強の機会となつた」「アニメ等の外国での評価は

女性誌はどんな誕生をしてきたか。  
女性誌はどんな進化をしてきたか。  
女性誌はどんな題号をつけてきたか。  
女性誌はどんな出版広告をしてきたか。  
女性誌はどんな雑誌広告を集めてきたか。  
女性誌はどんな情報を送ってきたか。  
女性誌はどんな「読者欄」を設けてきたか。  
女性誌はどんな死に方をしてきたか。

明治・大正期に多くの女性誌が誕生した。その数、三百二拾余誌。だが、世間に広く知れ渡った雑誌はその一割近くにすぎない。ほとんどの女性誌は、作り手の苦労も読者の願いもむなしく埋もれ堆積されたまま。なんとか彼女らの面影をこの世に残してやりたいと、この本を書いた。

出版ニュース社

東京都千代田区神田神保町2-40-7  
電話03-3262-2076 振替00150-8-66956  
HOMEPAGE:<http://www.snews.net/>

耳にしていたか、研究資料としての  
コミックなどの重要性を初めて知つ  
た」「いろんな立場の方が一堂に会  
して意見交換し、実りが多かった」  
等、シンポジウム開催を評価して下  
さるコメントをいただいた。

これは貴重な報告とコメントを寄  
せて下さった出席者によること大で  
あることは言うまでもないが、また  
加えて、国際的、業際的なセッティ  
ングにおいて、重要な課題を浮き  
彫りにできたからでもあつたと受け  
止めている。

デジタル・インターネット環境が  
進展するなか、文化・学術の発展の  
ために、この種の国際的、業際的な  
連携・交流が今後、一層、必要とせ  
てくる。そうしたなか、NCCの  
果たす役割も変化し、大きくなる」

最後に末尾ながら、IUPの趣旨  
に賛同頂き、「ジャパン・イメージ」  
国際会議開催に協力いただいた国  
際文化会館と渋沢栄一記念財団、「」  
支援頂いた東芝国際交流財団、国際  
交流基金、ハーバード大学ライシャ  
ワー日本研究所、そして「多忙のな  
か出席いただいた多数の報告者、参  
加の方々に、誌面を借りて深い感  
謝の意を表したい。

進展するなか、文化・学術の発展のために、この種の国際的、業際的な連携・交流が今後、一層、必要とされてくる。そうしたなか、NCCの果たす役割も変化し、大きくなる、

あることは言うまでもないが、また加えて、国際的、業際的なセッティングにおいてで、重要な課題を浮き彫りにできたからでもあったと受け止めている。

等、シンポジウム開催を評価して下さるコメントをいただいた。

耳にしていたが、研究資料としての  
コミックなどの重要性を初めて知つ  
た」「いろんな立場の方が一堂に会  
して意見交換、寒りが多かつた」などと  
寄与しているNCCの活動に対し  
て、引き続き、日本の関係各位のご  
努力をお願いしたい。